

保存植物等補助金制度



<目的>

この制度はみどりの保全と育成を図るため、樹木、樹林、草花等の保存及び植栽を行い、もって緑化を進め、健康で快適な生活環境を確保することを目的としています。

<保存植物等の指定基準>

- (1) 保存樹木については次のいずれかに該当し、健全で、かつ、樹容が美観上特に優れているもの
 - ア 1.5メートルの高さにおける幹の周囲が、1.2メートル以上であるもの
 - イ 高さが12メートル以上であるもの
 - ウ 株立ちした樹木で、高さが3メートル以上であるもの
 - エ はん登性樹木で、枝葉の面積が25平方メートル以上であるもの
- (2) 保存樹林については、次のいずれかに該当し、樹林を形成する樹木が健全で、かつ、樹林の形が美観上特に優れているもの
 - ア 樹林の所在する土地の面積が500平方メートル以上であるもの
 - イ 生け垣をなす樹木の集団については、社会通念上垣根として使用されているものであって、少なくとも年に1回は剪定等の管理がなされ、公道に面しており、生け垣の長さが20メートル以上であるもの

<補助対象、補助基準、補助金額>

補助対象	補助基準	補助金額(年額)
樹木	1本につき	4,000円
草花	草花の所在する土地面積が100㎡以上のもの	2,000円
生け垣	生け垣の長さが	
	20m以上50m未満のもの	4,000円
	50m以上100m未満のもの	5,400円
	100m以上のもの	6,700円
樹林	樹林の所在する土地面積が500㎡以上のもの1㎡につき	20円

<問合せ先>

多摩市役所環境部公園緑地課みどり担当 電話042(338)6837